

知事コメント
～普天間基地騒音訴訟について～

本日、普天間飛行場周辺住民が国に騒音被害の損害賠償を求めた訴訟の判決が、那覇地裁沖縄支部において言い渡されました。

県としても、今回の訴訟を大きな関心を持って見守ってまいりましたが、判決は、国に対して、騒音被害等に苦しむ原告に損害賠償の支払いを命ずるものとなっております。

日米両政府は、この判決を踏まえ、普天間飛行場の騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

戦後約70年を経た今もなお、依然として過重な基地負担が県民生活や本県の振興開発に様々な影響を与え続けております。

県としては、今後とも引き続き、過重な基地負担の軽減を図るため、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設、早期の返還、危険性の除去及び5年以内の運用停止を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

平成27年6月11日
沖縄県知事 翁長 雄志

(知事公室基地対策課 内線2460)